

「京都文化祭典 2016 ～KYOTO ART FESTIVAL～」 広報物制作業務委託に係る質問に対する回答

京都文化祭典連絡協議会
(事務局：京都市文化芸術企画課)

印刷納品について

質問：自社で印刷不可のため、「大阪府の印刷会社」「京都市の印刷会社」などに印刷を発注しそちらから納品を行う，ということを許可されているか。

回答：印刷業務の別業者への発注は可能。ただし，進行管理や支払は貴社で行うこと。

ラフイメージの提案について

質問：表紙ラフ、内容ラフのイメージで使用する内容や素材は，京都文化祭典 2015（<http://www.k-af.com/>）HPに掲載の昨年度リーフレットを参考に項目数や原稿の分量のイメージを組み立てればよいか。

回答：必須の項目や原稿は昨年度と同等の予定のため，昨年度のリーフレットを参考にしてください問題ない。

過去作品の提出について

質問：弊社では文化芸術事業に係る印刷物の作品がないが，他事業（大学内での講演会ポスター，イベント案内リーフ）でも構わないか。また，印刷見本がないものについてはPDFデータの出力でもよいか。

回答：文化芸術事業に係る印刷物の提出が望ましいが，難しい場合は，イベント案内のリーフレットなど，文化芸術事業に準ずる他事業のものでも可。なるべく内容や体裁が，本事業に近く，イメージや判断のしやすいものを提出すること。